

船橋市一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幼稚園及び認定こども園(以下「幼稚園等」という。)の教育時間の前後、土日祝日等の休日、夏季休業等の長期休業日において、幼稚園等在園児の一時預かり事業(以下「事業」という。)を実施することで、安心して子育てが出来る環境を整備するとともに、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)を実施する幼稚園等に補助金を支出することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業主体)

第2条 事業の実施主体は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項第3号の規定による認可を受けた幼稚園及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項又は同条第3項の規定による認定を受けた認定こども園及び同法第17条第1項の規定による認可を受けた認定こども園を設置しているものとする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 通常の教育時間の前後における預かり
- (2) 長期休業日(春季、夏季及び冬季休業日)における預かり
- (3) 休日(土、日、国民の祝日等)における預かり

(事業の申請及び廃止の手続き)

第4条 幼稚園等は、市長に対して船橋市一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)承認申請書(第1号様式)を事業を実施しようとする事前に市長に提出するものとする。

2 市長は前項の船橋市一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)承認申請書の提出があった場合は、内容を審査し船橋市一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)承認通知書(第2号様式)又は船橋市一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)却下通知書(第3号様式)により、当該事業の承認又は却下をするものとする。

3 前項の規定により承認を受けた事業実施者が事業を廃止する場合には、事前に市長に船橋市一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)承認の取消届出書(第4号様式)を提出するものとする。

(対象児童)

第5条 事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、市内の幼稚園等に就園する市内在住の児童で、保護者が第3条に規定する預かりを希望するものを対象とする。ただし、認定こども園にあつては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第1号に規定する児童に限る。

(開所日及び利用時間)

第6条 事業の開所日及び利用時間は、各実施園が定めるものとする。

(保育室等)

第7条 事業実施者は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。)第36条の35第2号のイ及びホに定める設備基準を遵守する。

(職員)

第8条 事業実施者は、一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日付け27文科初第238号及び雇児発0717第11号)別紙一時預かり事業実施要綱4(2)④の規定に基づき職員の配置を行わなければならない。

(費用負担)

第9条 保護者は、利用料として実施園が定める金額を事業実施者に納入しなければならない。

(補助の要件)

第10条 補助の対象は、市長が事業の実施を認める幼稚園等であり、次に掲げる要件を保護者に文書等で周知している幼稚園等とする。

(1) 一時預かりを年間の開園日の半分以上(概ね週3日程度)の日数において、実施すること。

(2) 平日における一時預かり時間が4時間以上又は教育時間と一時預かり時間の合計が8時間以上であること。

2 前項の規定による幼稚園等は、船橋市一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)年間計画書(第5号様式)を4月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の種類等)

第11条 補助金の種類等については、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の申請)

第12条 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に定める期日までに船橋市一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)補助金交付申請書(第6号様式)に船橋市一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)補助金額計算表(第7号様式)を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が認める場合においてはこの限りではない。

(1) 4, 5, 6月分 7月15日まで

(2) 7, 8, 9月分 10月15日まで

(3) 10, 11, 12月分 1月15日まで

(4) 1, 2, 3月分 3月31日まで

(補助金の交付決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)補助金交付可否決定通知書(第8号様式)により、申請者に通知する。

(交付の時期)

第14条 第12条の規定による申請に係る補助金については、交付決定後、交付するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 申請者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の決定の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

(交付決定の取消等)

第16条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた事業実施者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年9月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市一時預かり事業(幼稚園型)実施要綱に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市一時預かり事業(幼稚園型)実施要綱に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市一時預かり事業(幼稚園型)実施要綱に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

補助金の種類	補助基準	補助単価（額）
1. 基本分	<p>(1)平日における預かり 平日において教育時間の前後に4時間以上又は教育時間と一時預かり時間の合計が8時間以上の預かりの体制が整っていること。</p> <p>(2)長期休業日における預かり 夏季休業等の長期休業日において、8時間以上の預かりの体制が整っていること。</p>	<p>① 基本単価（児童一人あたり日額） 年間利用児童数 2,000人以上 ア 平日 400円 イ 長期休業日（8時間未満） 400円 ウ 長期休業日（8時間以上） 800円</p> <p>②小規模単価（児童一人あたり日額） 年間利用児童数 2,000人未満 ア 平日 160万円÷年間延べ利用児童数－400円（10円未満切捨） イ 長期休業日（8時間未満） 400円 ウ 長期休業日（8時間以上） 800円</p> <p>毎月の支払は、①に定める基本単価より算出した額とする。ただし、年間の実績が確定し、年間の延べ利用児童数が2,000人未満の幼稚園等については、②に定める小規模単価を適用し、基本単価との差額を事業終了後に追給する。</p>
2. 休日分	休日(土、日、国民の祝日等)において、8時間以上の預かりの体制が整っていること。	児童一人当たり 800円
3. 長時間加算	平日においては教育時間の前後に5時間以上又は教育時間と一時預かり時間の合計が9時間以上、休日においては9時間以上、長期休業日においては5時間以上の預かりをすること。	<p>(1) 1. ①ア及び1. ②アについては、以下の加算を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預かり時間が5時間以上6時間未満（教育時間と併せて9時間以上10時間未満） 150円 ・預かり時間が6時間以上7時間未満（教育時間と併せて10時間以上11時間未満） 300円 ・預かり時間が7時間以上（教育時間と併せて11時間以上） 450円 <p>(2) 1. ①イ及び1. ②イについては、以下の加算を適用する。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・預かり時間が 5 時間以上 6 時間未満 100 円 ・預かり時間が 6 時間以上 7 時間未満 200 円 ・預かり時間が 7 時間以上 300 円 <p>(3) 1. ①ウ、②ウ及び 2. については、以下の加算を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預かり時間が 9 時間以上 10 時間未満 150 円 ・預かり時間が 10 時間以上 11 時間未満 300 円 ・預かり時間が 11 時間以上 450 円
4. 長時間加算に対する市上乗せ分	<p>開所日数及び開所時間について、次に掲げる事項をいずれも船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）年間計画書に記載し、かつ保護者に周知していること。</p> <p>① 年間の開所日において、9 割以上（概ね週 5 日程度）一時預かりを実施し、1 日の一時預かり時間が 5 時間以上又は教育時間と一時預かり時間の合計が 9 時間以上であること。</p> <p>② 夏季休業等の長期休業日において、年間 24 日以上の一時預かりを実施し、1 日の一時預かり時間が 9 時間以上であること。</p>	<p>児童一人当たり 400 円</p> <p>ただし、平日の預かり時間が 5 時間以上又は教育時間と一時預かり時間の合計が 9 時間以上及び長期休業日の預かり時間が 9 時間以上の児童のみ適用する。</p>
5. 基本分に対する市上乗せ分		<p>160 万円－基本分の年間総額</p> <p>（長時間加算に対する市上乗せ分の補助基準を満たす園にあっては、260 万円－基本分の年間総額）</p> <p>ただし、実施期間が 12 月に満たない場合にあつては、160(260)万円に実施月数を 12 で除した額を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、これを切り</p>

		<p>捨てた額) から基本分の年間総額を控除した額を補助する。</p> <p>また、基本分の年間総額については、他自治体より船橋市外在住の児童の預かりに係る基本分補助を受けている場合は、本市による基本分と合算することとする。</p>
<p>6. 保育体制 充実加算</p>	<p>① 平日及び長期休業中の双方において、原則 11 時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。</p> <p>② 平日及び長期休業中の双方において、原則 9 時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において 40 日以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。</p> <p>③ 年間延べ利用児童数が 2000 人超の施設であること。</p> <p>④ 規則第 36 条の 35 第 2 号ロ及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は 2 名を下ることがないこと。</p> <p>⑤ 教育・保育従事者の概ね 2 分の 1 以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は 2 名を下ることがないこと。</p>	<p>I.左記の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設 年額 289 万 2400 円－(長時間加算に対する市上乗せ分+基本分に対する市上乗せ分)</p> <p>II.左記の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設 年額 144 万 6200 円－(長時間加算に対する市上乗せ分+基本分に対する市上乗せ分)</p>

- 1 (①ウ及び②ウを除く)、2の補助金の合計額は、年間10,223,000円を上限とする。
- 1から6の補助金については、船橋市内在住の児童のみ対象とする。ただし、1.基本分の補助単価における①基本単価と②小規模単価を決定する上での年間延べ利用児童数および6.保育体制充実加算の補助基準における③年間延べ利用児童数には、市外在住者も含めることとする。
- 1.基本分及び2.休日分の補助単価については、一時預かり時間が4時間(休日においては8時間未満)又は教育時間と一時預かり時間の合計が8時間に満たない児童数についても適用する。ただし、一時預かり時間が1時間に満たない児童数については補助の対象に含まないものとする。

第1号様式

船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

法人名

代表者名

船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）実施要綱第3条に規定する事業を実施したいので、
第4条第1項の規定に基づき事業の承認を申請いたします。

記

実施施設の名称	
所在地	船橋市
実施時期	年 月 日
実施場所	別添図面のとおり

第2号様式

第 号
年 月 日

船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）承認通知書

所在地

法人名

代表者名 _____ 様

船橋市長

年 月 日付にて申請のありました一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）について、船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）実施要綱第4条第2項により、下記内容のとおり承認いたします。

記

実施施設の名称	
所在地	
実施時期	
実施場所	

第3号様式

第 号
年 月 日

船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）却下通知書

所在地

法人名

代表者名 _____ 様

船橋市長

年 月 日付にて申請のありました一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）について、船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）実施要綱第4条第2項により、下記内容のとおり却下いたします。

記

実施施設の名称		所在地	船橋市
却下理由			

第4号様式

船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）承認の取消届出書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

法人名

代表者名

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の承認について、下記のとおり取り消したいので、船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）実施要綱第4条第3項により、届け出いたします。

記

実施施設の名称	
所在地	船橋市
事業廃止時期	年 月 日

船橋市一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)年間計画書

_____年__月__日

_____ 幼稚園

1. 預かり保育事業について、他自治体から補助を受けている、もしくは受ける予定はありますか。

⇒「有」の場合、該当の自治体はどちらになりますか。 ……

開園日	正課の教育を行っている日
休日	土・日・国民の休日等の正課の教育を行っていない日(※振替休日も休日として集計する)
長期休業日	園則に定める長期休業期間(春季・夏季・冬季休業日)

2. 一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)年間開所日数

区分	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			計			年間計
	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期							
開園日数	[Grid with diagonal lines]																																							
預かり保育	[Grid with orange shading]																																							

3. 長期休業期間

- (1) 春季休業① 月 日 ~ 月 日
- (2) 夏季休業 月 日 ~ 月 日
- (3) 冬季休業 月 日 ~ 月 日
- (4) 春季休業② 月 日 ~

4. 預かり保育を実施しない特定の休園日

- (1) お盆休み …… 無 有 (月 日 ~ 月 日)
- (2) 年末年始 …… 月 日 ~ 月 日
- (3) その他、園則で定める休園日 ……
 無 有 (_____)

5. 正課の教育時間

: ~ : ① _____

6. 平日における預かり保育実施時間

早朝の預かり保育時間
 : ~ : ② _____

②+③(平日における預かり保育時間)
 時間

教育時間後の預かり保育時間
 : ~ : ③ _____

①+②+③(平日における教育時間+預かり保育時間の合計)
 時間

7. 長期休業日における預かり保育実施時間

預かり保育時間
 : ~ : ④ _____

④(長期休業日における預かり保育時間)
 時間

8. 休日における預かり保育実施時間

預かり保育時間
 : ~ : ⑤ _____

⑤(休日における預かり保育時間)
 時間

9. 今年度の年間延べ見込利用児童数が2000人を超えますか。

… はい いいえ

記入者 _____

第6号様式

船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長

住所

団体名

代表者

年 月分の船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、本件申請にかかる児童については、市内在住していること及び在園していることが事実であることに相違ないことを申し添えます。

記

申請月 年 月

施設名

所在地

交付申請額 円

添付書類 (1)

(2)

(3)

(4)

(5)

年度

一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)補助金額計算表

月

幼稚園

市補助適用の有無

補助類型		預かり時間	教育+預かり時間	単価	人数	計				
平日	基本分	1時間以上		400円		名	円			
	加算分	①	5以上 6時間未満	9以上 10時間未満	150円					
		②	6以上 7時間未満	10以上 11時間未満	300円					
		③	7時間以上	11時間以上	450円					
休業日	基本分	1時間以上		800円		名	円			
	加算分	①	9以上 10時間未満		150円					
		②	10以上 11時間未満		300円					
		③	11時間以上		450円					
長期休業日	基本分	①	1以上 8時間未満		400円	名	円			
	加算分	①	5以上 6時間未満		100円					
		②	6以上 7時間未満		200円					
		③	7以上 8時間未満		300円					
	基本分	②	8時間以上		800円			名	円	
	加算分	①	9以上 10時間未満		150円					
		②	10以上 11時間未満		300円					
③		11時間以上		450円						
市補助	(平日)5時間(又は9時間)以上の利用児童数 (長期休業日)9時間以上の利用児童数の合計			400円	0	名	円			
市外児				平日		名	名			
				休業日						
				長期休業日						

※市補助金については、年間計画書上に市の要件を満たしていることが記載されていれば、自動計算されます。
また、市外在住の幼稚園在園児の一時預かり利用分については、補助対象に含まれないため、計上されません。

従事者名	資格の有無	従事者名	資格の有無

補助額計

0 円

※年度末のみ報告 年少 人
(年間実利用人数) 年中 人
年長 人

第8号様式

船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）補助金交付可否決定通知書

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで交付申請のあった 年 月分の船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）補助金について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 交付します。 交付決定額 円

2 交付しません。
理由